

**外国株主による特許権使用費の処理について**

2011年03月17日

質問内容:

外国株主が存在する合資企業が、外国株主と「技術譲渡協議」を締結し、外国株主は製品技術を譲渡する代わりに、技術譲渡費を取得しています。さらに、当該技術が関連する製品の年度売上に応じて、一定比率な使用費を外国株主に支払っています。そのため、使用費は毎年発生するわけではなく、その金額も異なります。このような費用は企業所得税計算前に控除可能ですか。

回答意見:

「中华人民共和国企业所得税法」第八条の規定によると、「企業が実際に発生した取得収入と関係する合理的な支出、具体的にはコスト・費用・税金・損失およびその他支出を、納税すべき所得額計算時にあらかじめ控除できる。」とある。

よって、技術譲渡の関連費用は所得税計算前に控除可能である。しかし、資本関係にある両者間の取引となるので、税法の関連規定に適合している必要がある。<sup>\*1</sup>

2011年03月17日

当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は情報提供を目的に作成されており、その正確性を弊社及び情報提供元が保証するものではありません。また、掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、個別の案件につきましては、各方面の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、弊社及び情報提供元はその原因の如何に関わらず賠償の責を負いません。

\*1 上記事例のように、技術譲渡関連費用は所得税の計算前に控除可能です。それを利用して、技術譲渡関連費用の支払いを装い、株主へ利益配分を行い、株主が所得税を脱税する事例が存在します。そのため、税務局は技術譲渡関連費用を過大に設定する会社を警戒する傾向にあります。